

○非常勤隊員の常勤化の防止について（通達）

昭和58年8月6日

海幕人第3314号

改正 平成元年6月17日 海幕総務第3040号〔改元に伴う関係通達
の一部変更について（通達）36項による改正〕

海上幕僚長から各地方総監あて

非常勤隊員の常勤化の防止について（通達）

標記について、下記により処置されたい。

なお、非常勤職員の取扱に関する通達（海幕総人第2号の157。36。5。10）は、廃止する。

記

- 1 発令日の属する会計年度の範囲内で、任用期間を定め、被雇用希望者に対して任用条件特に任用予定期間を明示し、確認させる。
- 2 採用の際は、必ず辞令書を交付する。
- 3 任用予定期間が終了したときには、その者に対して引続き勤務させないよう措置する。
- 4 発令形式は、次のとおりとする。
事務補佐員（技術補佐員）を命ずる
日額 円を給する。
勤務を命ずる
任用は平成 年 月 日までとする
任用期間が終了した後には自動更新をしない